

大阪広域環境施設組合監査委員告示第2号

大阪広域環境施設組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号の2）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井 千鶴子
辻 義隆

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(情報管理) 第10条 [略] 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第3号）その他の関連する法令等に基づき適切に取り扱うものとする。</u>	(情報管理) 第10条 [同左] 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、 <u>個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うものとする。</u>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。